

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者募集要項

上富良野町

地方自治法第 244 条の 2 及び上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第 12 条の規定により、次の施設の指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、「公の施設」の管理運営について、民間の能力を活用することにより、経費の節減とともに住民サービスの向上を図ろうとするもので、民間企業や各種法人、その他の団体が議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

上富良野町では「パークゴルフ場」の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を募集し、運営管理と住民サービスの向上及び経費の節減について、創意工夫のある提案を募集します。

【根拠法令抜粋】

■地方自治法第 244 条の 2 (第 1 ・ 2 項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

■上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(指定管理者による管理の代行等)

第 12 条 委員会は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、パークゴルフ場の管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 施設の名称及び位置

施設の名称	上富良野町パークゴルフ場
施設の所在地	上富良野町基線北 27 号
施設の概要	1 上富良野町パークゴルフ場指定管理業務の仕様書のとおり 2 施設の見取図：資料 1 のとおり

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 か年を予定 町議会の議決により決定）

4 申請資格

- (1) 町内に事務所若しくは事業所を有する団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用

する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例(平成18年上富良野町条例第19号。以下「行政サービス制限条例」という。)に基づく町税等を滞納している者。ただし、特例措置を受けている者を除く。

ク 集团的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(3) 施設の管理運営能力を有する者であること。

5 申請書類

(1) 申請書：指定管理者の指定申請書(別記様式第1号)

(2) 添付書類

ア 申請資格を有していることを証する書類

申請資格		書類の内容
4(1)、(3)	法人の場合	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款又は寄付行為の写し
	非法人の場合	・団体の規約
4(2)ア、イ	法人の場合	不 要
	非法人の場合	・代表者の身分証明書(市町村長発行のもの)
4(2)ウ、エ、オ		・4(2)ウ、エ、オに該当しない旨の申立書
4(2)カ	納税義務がある場合	・納税証明書 (この要項の配付日以降に交付されたもの)
	納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書
4(2)キ		・行政サービス制限条例第7条に規定する申請者等に係る納税状況確認同意書

イ 業務計画書(附属様式第1号)

任意の様式でも提出できます。指定期間における年度別業務が把握できる書類を提出してください。

ウ 管理運営に関する収支計画書(附属様式第2号)

任意の様式でも提出できます。指定期間における年度別収支が把握できる書類を提出してください。

エ 団体の経営状況を説明する書類

前事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(若しくはこれらに類する団体の経営状況を証する書類)

オ その他

- ・IS09000シリーズ(またはIS09001及びIS014001)を取得している団体は、その登録証の写し
- ・この要項の11(5)に定める資格等を証明する書類の写し

6 申請書類の受付期間及び提出先

(1) 申請期間：令和8年9月25日(金)から令和8年10月23日(金)まで

(2) 受付時間：週休日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先：上富良野町役場 総務課総務班

- (4) 提出方法：持参提出とする。
- (5) 提出部数：正本 1 部、副本 6 部の 7 部とする。

7 選定基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づき、申請書類等により指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者としての候補者を選定します。

- (1) 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 業務計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の性質及び事業の内容に合致したものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

8 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果は、申請書類を提出した全ての団体に、文書にて通知します。

9 指定管理者の決定

指定管理者の候補者に選定された団体については、自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を上富良野町議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。上富良野町議会への提案は、12 月定例会を予定しています。

10 協定の締結

指定された団体と、施設の管理運営について細目の協議を行い、協定を締結します。

11 管理の基準

○上富良野町パークゴルフ場の適正な管理のため必要不可欠な業務運営の基本的事項

- (1) 使用期間

オープン：4 月 20 日 クローズ：11 月 3 日

- (2) 使用時間

午前 6 時から午後 6 時まで。ただし、10 月 1 日から午後 5 時までとし、管理棟内に掲示して利用者に周知する。

- (3) 使用許可及び使用制限等

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第 4 条、第 5 条、第 6 条の規定に基づき行うこと。

- (4) 利用料金

ア 利用料金制度の採用

自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用すること。

イ 利用料金の額及び免除

利用料金の額は、上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第 14 条の規定に定

める範囲内で、指定管理者が上富良野町教育委員会の承認を得て決定します。

(5) 施設管理に伴う人員の確保及び資格等

ア 受付事務及び施設の管理運営が安全に行われるために必要な職員等を配置すること。

イ 機械、衛生、電気設備関係については、維持管理、点検業務が伴うため、専門の知識を有する者を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。

ウ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。

エ 利用者等の事故など、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有する者を配置すること。

(6) 上富良野町情報公開条例の適用

指定管理者は、上富良野町情報公開条例第 29 条の 2 の規定により、上富良野町パークゴルフ場の管理運営に関する情報の公開に努力義務が課せられます。

(7) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の規定により、上富良野町パークゴルフ場の管理運営を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関して、適正な取扱い義務が課せられます。

(8) 上富良野町行政手続条例の適用

指定管理者は、上富良野町行政手続条例第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当すると解されるため、使用承認等は同条例の定めに従って行うことになります。

12 指定管理者が行う管理業務

(1) 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第 13 条に規定される業務の実施に関すること。

ア 上富良野町パークゴルフ場の利用の許可等に関する業務

利用の許可、利用の許可の取り消し、又は使用の停止等の措置

イ 上富良野町パークゴルフ場の利用料金の徴収に関する業務

利用料金の収受、管理

ウ 上富良野町パークゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務

利用者が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の維持修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生環境の確保、火災・盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理

エ 上記業務に付随する業務

(2) 「上富良野町パークゴルフ場の指定管理業務の仕様書」（資料 3）のとおり

13 管理経費に関する事項

(1) 指定管理料

ア 指定管理者の管理責任において生じた指定管理料の不足等に対し、上富良野町からの補填等の措置は行いません。

イ 指定管理料の支払時期及び支払方法は、上富良野町と指定管理者が協議の上、協定に定めます。

ウ 指定期間中に、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更があった場合、また

は、法令の変更、物価水準の大幅な変動、その他やむを得ない事由により、指定管理料を見直す必要がある場合は、上富良野町と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

(2) 修繕

ア 仕様書に示す施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持修繕に係る費用については、原則として、1会計年度10万円までは、指定管理者の負担とします。

イ 施設の更新及び大規模修繕、または不可抗力による損壊については、上富良野町と指定管理者で協議します。

ウ アにかかわらず、指定管理者の管理瑕疵に基づく施設等の損傷に伴う修繕は指定管理者の負担で行うものとします。

(3) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、上富良野町の負担とします。

イ 指定管理者は、施設管理運営上の協定の内容に適合しないものや不測の事故に対応するため、業務内容及び施設規模に応じた適切な賠償責任保険等に参加すること。

(4) 自主事業について

指定管理者は、あらかじめ上富良野町の承認を得て、施設を利用して自主事業を実施することができます。この場合において、施設の使用料は無償とします。

14 日程

(1) 募集の公告

令和8年9月24日（木）

(2) 募集要項の配布期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月8日（木）まで

(3) 募集要項に関する質問書の受付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月23日（金）まで

・下記(4)の応募説明会までの質問は、説明会時に回答します。

(4) 応募者説明会

日 時：令和8年10月19日（月） 13時30分から

場 所：上富良野町役場3階第2会議室

・応募者説明会終了後に現地説明会を行います。

(5) 申請書提出期限

令和8年10月23日（金）

(6) 指定管理者の候補者の決定

令和8年11月上旬頃を予定

(7) 指定管理者の決定

令和8年12月中旬頃を予定（上富良野町議会の議決により決定）

15 添付資料（添付省略：上富良野町役場総務課総務班で交付）

(1) 申請書類等の様式

【別記様式第 1 号・別記様式第 1 号の 2・別記様式第 1 号の 3・附属様式第 1 号・附属様式第 2 号】

- (2) 施設の見取図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料 1】
- (3) 上富良野町パークゴルフ場の運営状況（売上、利用、決算状況）・・・・・・・・・【資料 2】
- (4) 上富良野町パークゴルフ場の指定管理業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料 3】
- (5) 上富良野町パークゴルフ場の管理運営業務処理要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料 4】
- (6) 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例
上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料 5】

16 その他

- (1) 申請にかかる費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (2) 提出後の申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則認められません。
- (3) 必要に応じて、申請者から申請書類の内容について、聴き取り調査を行います。
- (4) 申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

17 問合せ先

- (1) 申請手続きに関する事項 6 (3) に同じ
- (2) 施設の管理運営に関する事項

上富良野町教育委員会 教育振興課社会教育班

上富良野町緑町 1 丁目 9 番 4 号 社会教育総合センター内

電 話：0 1 6 7－4 5－5 5 1 1

F A X：0 1 6 7－4 5－3 1 0 0

E - m a i l：sha-kyo@town.kamifurano.lg.jp